第53回ゴーセン杯争奪ハイスクールジャパンカップソフトテニス 2024

宿泊・交通の申込みのご案内

この度は、「第53 回ゴーセン杯争奪ハイスクールジャパンカップソフトテニス 2024」の開催にあたり、各地から大会にご参加の皆様方に、宿泊の手配を近畿日本ツーリスト株式会社札幌団体旅行支店が担当させていただくことになりました。

受け入れ態勢には万全を期し、皆様にご満足いただけるようにお手伝いさせていただきます。

つきましては、下記のお申込み要項をご覧いただき、お申し込みいただきますようお願い申し上げます。

近畿日本ツーリスト株式会社
札幌団体旅行支店

1. 宿泊・交通のご案内

1．宿泊のご案内

近畿日本ツーリスト㈱札幌団体旅行支店が旅行企画・実施する「募集型企画旅行」です。

〇宿泊対象者　選手・監督・コーチ・引率職員・応援生徒・保護者

〇宿泊設定日　2024 年６月 18 日（火）～6月 23 日（日）宿泊　※24 日（月）チェックアウトまで

〇宿泊地　札幌市

〇日程表

	日程	
スケジュール	１日目	宿泊ホテル（泊）※各自チェックインしてください。
	２日目	宿泊ホテル（発）※各自チェックアウトしてください。

上記は１泊あたりの日程表になります。ご希望に応じて６泊までお受けいたします。

〇旅行代金（宿泊プラン）　食事回数：１泊朝食付…朝１回　お１人様1泊あたりの旅行代金です。

大人（中学生以上）・子供（小学生）同額

※当ツアーでは小学生未満のお子様はお受けできません。

お部屋は、「シングル」「ツイン」で用意します。定員利用での旅行代金となります。

区分	ホテル名	食事条件	宿泊日	客室タイプ（全室バス・トイレ付）	旅行代金（１泊お１人あたり）	備考
A	KOKO HOTEL 札幌駅前	１泊朝食付	18 日/19 日/20 日/23 日	シングル	11,500　円	〒060-0001 北海道札幌市中央区北１条西３-3-10
				ツイン	8,800　円	
			21 日	シングル	15,500　円	
				ツイン	11,500　円	
			22 日	シングル	20,000　円	
				ツイン	14,500　円	
B	ホテルハシモト	１泊朝食付	全日	シングル	11,000　円	〒060-0052 北海道札幌市中央区南２条東２丁目４番地
			全日	ツイン	11,000　円	
C	ホテルパールシティ札幌	１泊朝食付	全日	シングル	9,800　円	〒060-0003 北海道札幌市中央区北３条西２丁目1-26
			全日	ツイン	9,000　円	

※２泊以上をご希望の場合には、泊数に応じた旅行代金が必要となります。

※最少催行人員：１名　※添乗員は同行いたしません。

※旅行代金に含まれるもの：①宿泊代金、②食事代金、③消費税等諸税・サービス料

※旅行代金に含まれないもの：上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加にあたって通常必要となる費用を例示します。

●個人的性格の費用：①飲料代・クリーニング代・電話代など、②傷害、疾病に関する医療費、③任意の旅行傷害保険代

※相部屋の設定はございません。※ホテルの割当は、申込み順を基本とさせていただきます。

※乗用車及びバスの駐車は、駐車料金がかかります。直接ホテルにお尋ねいただき、お支払いください。

※旅行条件算出基準日：2024 年3月1日

2．交通のご案内　近畿日本ツーリスト㈱札幌団体旅行支店が旅行企画・実施する「手配旅行」です。

①レンタカーをご利用希望の方はご希望の車種・利用日時をお知らせください。事前確保ではございませんのでご注意下さい。
②レンタカー手配の際、別途、業務取扱料金がかかります。（レンタカー1 件につき　1,500 円）
　旅行業取扱料金のご案内　【　https://www.knt.co.jp/yakkan/pdf/ryokinhyo.pdf　】

③手配旅行取引条件説明書のご案内【https://biz.knt.co.jp/kbc/2024/06/1330/hjs/tehai_jokensho.pdf】

④航空券・JR 券のお取り扱いはございません。

2. お申込み方法･回答とお支払い方法

1．お申込み方法

お申込は、以下の URL よりお申し込みの手続きをお願いいたします。

宿泊申込ホームページ URL：　https://gtc2.knt.co.jp/kntfront/convention/CON00010.xhtml?t=T2000531941

申込受付期間：2024 年4月1日（月）～5月12 日（日）まで
②　『新規に申込される方はこちら』より進みます
②『コース選択』画面に移動し、人数を入力します。該当する区分の方がいない場合は「0」を選択し、
　『次へ』をクリックします。
③代表者情報登録ページにて必要事項を入力してください。（＊印は必須項目です）
④同行者情報入力へお進みいただき、必要事項を入力し、『次へ』をクリックします。
⑤『申込内容確認画面』に表示されている内容をご確認いただき、『進む』をクリックしてください。
⑥「個人情報のお取り扱いについて」「約款」を確認の上、「同意する」にチェックを入れ、
　『表示内容を確認のうえ申し込む』をクリックします。
⑦予約番号が付与され、申込が完了します。申込内容の詳細は、マイページよりご確認いただけます。
　ご確認の際には「ユーザーID」「と「パスワード」を入力してログインしてください。

2．お支払い方法

①支払い方法は、銀行振込、クレジットカードのいずれかをご選択いただけます。料金確定後にご選択可能となります。
　マイページログイン　→　お支払いに関するご案内　→　お支払い方法の変更　からご選択ください。
②銀行振込の際の依頼人名は「予約番号の下３桁＋団体名（学校名）」で入力してください。
　　例　予約番号が、PA123456789－001　の場合「001　■■■コウトウガッコウ」
③振込み手数料はお客様負担にてお願いしております。また、当日持参や宿泊施設でのお支払いはお受けできませんのでご了承ください。
④　お振込みは全額一括での入金をお願いいたします。
⑤最終ご入金期限は**5月23日（木）**です。

銀行名：三菱 UFJ 銀行（0005）支店名：ききょう支店（871）口座番号：1780009 口座名：近畿日本ツーリスト株式会社　（ｷﾝｷﾆｯﾎﾟﾝﾂｰﾘｽﾄ　ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ）

⑥領収書の発行を希望される場合は、2024 年５月24 日（金）以降、マイページ上に『領収書発行依頼書』をアップロード致しますので、発行依頼書をご記入の上、メール（s-mice@or.knt.co.jp）にてファイル添付のうえご連絡お願いいたします。

3. 変更・取消料について

1. 変更・取消の手続き

①変更・取消はメール（s-mice@or.knt.co.jp）にて変更・取消内容を記載いただきご連絡をお願いいたします。
電話での変更・取消は、聞き間違い等のトラブルの原因になりお受けできかねますのでご了承ください。
②なお、初泊日以降の大会期間中に予約を変更・取消される場合は、変更・取消の旨を当社へメールにてご連絡いただくとともに、お手数ですが直接宿泊施設へお申し付け下さい。
③お申込後の取消につきましては、お申出の日時により項目ごとに取消料を申し受けます。ご入金後のご返金は、変更・取消にて生じた変更・取消料を差し引いた金額を、大会終了後に銀行振込でご入金いただいた場合には銀行振込にて、クレジットカード決済の場合はクレジットカードにご返金させていただきます。
④取消基準日は、弊社営業日・営業時間内のメール着信時とさせていただきます。

2. 取消料

■宿泊（お一人様１泊につき）※募集型企画旅行契約

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって			旅行開始日の前日	旅行開始日の当日（旅行開始前）	旅行開始後または無連絡不参加
	21 日目まで	20～8 日目	7～2 日目			
取消料率	無料	20%	30%	40%	50%	100%

※宿泊の取消料については１泊目から起算します。旅行開始後、２泊目以降の取消料は旅行代金の 100%となります。
※お客様が、宿泊当日の 18 時までに連絡なく宿泊されなかった場合、無連絡不参加として扱わせて頂きます。（この場合、旅行代金の返金はありません）

■交通（レンタカー）※手配旅行契約

取消日	利用日の７日前まで	利用日の6～3 日前まで	利用日の２日～前日まで	利用日当日
取消料率	無料	20%	30%	50%

お申込みの際には、必ず旅行条件書（全文）をお渡ししますので、事前に内容をご確認の上お申込み下さい。
旅行条件書は右記からもご確認いただけます。【 https://www.knt.co.jp/jyoken/pdf/tehai-jokensho.pdf 】

4. お申込み・お問い合わせ

（旅行企画・実施）

近畿日本ツーリスト株式会社　札幌団体旅行支店

『第 53 回ゴーセン杯争奪ハイスクールジャパンカップソフトテニス 2024』デスク　　担当：樋田（ひだ）

〒060－0003　北海道札幌市中央区北 3 条西 2 丁目 2-1　ＮＸ札幌ビル 6 階

ＴＥＬ：011-280-8855　　ＦＡＸ：011-251-3630　　EMail：s-mice@or.knt.co.jp

観光庁長官登録旅行業第　２０５３号　一般社団法人日本旅行業協会正会員

ボンド保証会員　　旅行業公正取引協議会会員

たいせつにします プライバシー 10450202(03)

総合旅行業務取扱管理者：　中村　哲博

営業時間：１０：００～１７：００　（月～金／土日祝日休業）

※休業日と上記営業時間外の取消・変更のお申し出には対応ができませんので、翌営業日の受付となります。

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店での取引に関する責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

登録番号：6044-2403-0003

ご旅行条件書（国内募集型企画旅行）

■お申し込み

(1) 申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。当社が定める所定の期日までに参加申込金を所定の口座にお振込みください。
　＊申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。

(2) 電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、予約がなかったものとして取り扱います。（キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします）

■ウェイティングの取扱いについての特約

お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。（以下「ウエイティング登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客様から「ウエイティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウエイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

■申込条件

(1) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。

(2) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただくことがあります。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。

(3) 18 歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。15 歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）

(4) 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。

(5) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

②通信契約の申込みに際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

③通信契約は、当社らが契約の締結を承諾する旨の通知がお客さまに到達した時に成立するものとします。

④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

(6) 当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。

① 他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。

② お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。

③ お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

④ お客さまが流説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(7) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1 人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の７日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

(1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお知らせします。

(2) 複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目（日帰り旅行にあっては 10 日目）から 8 日目までの取消	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目から前々日までの取消	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日（旅行開始前）	旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

①当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。

②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

下記の場合は取消料はいただきません。（一部例示）

①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項１～９に定める事項をいいます。

②旅行代金が増額された場合。

③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。

④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります（一部例示）

①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13 日目（日帰り旅行は 3 日目）に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

②旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき

③申込条件の不適合

①　　病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき

⑤お客様が■申込条件(6)①から④のいずれかに該当することが判明したとき

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は 1 人 15 万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は原則として責任を負いません、お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として 1,500 万円、入院見舞金として入院日数により 2 万円～20 万円、通院見舞金として通院日数により 1 万円~5 万円、携行品にかかる損害補償金(15 万円を限度)（ただし、一個又は一対についての補償限度は 10 万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います、ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の 15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000 円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1 件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1．契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2．契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3．契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4．契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5．契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6．契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7．契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8．契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9．前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

■個人情報の取扱いについて　※EU在住の方はお問い合わせください。

イ．当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送･宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
　また、旅行先でのお客さまのお買物等の便宜のため、お客さまのお名前および搭乗される航空便等に係る個人情報を、電子的方法等で免税店等の事業者に提供いたします。
　お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。

ロ．当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いします。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

ハ．当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。
　住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス

ニ．上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ http://www.knt.co.jp からもご覧になれます。

当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

この書面は、旅行業法第 12 条の４による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第 12 条５により交付する契約書面の一部になります。

2022 年 4 月 1 日改定